

組合ニ於テハ既報再歎願ニ付スル會社、回答ヲ得ヘン二月三
日午後一時半支拂委員佐良土池上、本田岩永、小池石井、清田外各
職場代表七十名ハ會社ニ新任勞務課長ヲ訪問セルが

課長ヨリ別記回答書ヲ手交シ尚口頭ニ

(1)定期累給ハ再歎願書ニ就テ重複トモ相談セラモ會社現狀

ヨリ遺憾専ラ御希望ニ添ヒ譲シ

(2)減首ハ行フ意志ヲ持テ居ナリ

(3)(4)問題ハ減少ヲ來スカ如キコトハ考ヘテ居ラス

(5)慰安會ハ諸君、家族ニ會社ハ非常ニ厄介ニナツニ居ルニ付
感謝、意ラ表スル為開催スルモノニ付從來通行ココト

シ説明シ

佐良土ヨリ

一項ニ付シテハ再歎願セルニ満足ヲ得サル回答アルカ一回
五十元以下者ニ付シテハ累給セレムルヤ

課長ヨリ

初任給以下者ニ付シテハ定期累給ト關係ナク累給セレムル

方針ナル

池上ヨリ

聲明書ハ本年限りトアル加乗年度限りトアルカ来年度累給
際ハ本年度合セテ累給シメラレタ

課長ヨリ

標準ヲ今言明スル譯ニハ行カヌク成ルマク御希望ニ添フ様取
計フ

佐良土ヨリ

二項三四項ニ付テ從業員、不要一律、支拂金額ノ差額十ニナ

課長ヨリ

本日一回答書アル通誠首減給ハシナイ方針ナルカラ私、

シ